

税務の話題

そろそろ本格的な準備を！ 「消費税率の引き上げ」と「軽減税率」

今月は(おそらく)一番身近な消費税のお話です。

今、小学生でも「これから消費税は10%になる」と知っているほど、生活に密着しており、関心が高い話題のようです。現在、消費税率10%への引き上げは平成31年10月1日からとされています。

それに伴い、「軽減税率」が実施されることとなっています。
詳細はこちらで ⇒

当然ながら、生活面で影響する話題ですが、事業者である皆さまにとっては、請求書の記載内容や消費税の申告などにも関係します。



日々の業務で変わることは…？

《その1》仕入れ(経費)

- ・軽減税率対象品目があるか確認します。(会議などの為に購入する飲食料品も含まれます！)
- ・対象品目がある場合、請求書等に ①その旨 ②税率ごとの合計額 が記載されていることを確認します。(記載がなければ、相手先に確認して追記することも可能です。)

《その2》売上

- ・軽減税率対象品目の売上がある場合には、請求書の記載内容を見直す必要があります。



請求書の記載内容が変わる…？

平成31年10月1日～平成35年9月30日まで「区分記載請求書等保存方式」が適用され、以下のように、請求書に記載いただく事項が追加となります。

《現行(～H31.9.30)》

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称(一定の場合には省略可)

《区分記載請求書等保存方式(H31.10.1～H35.9.30)》

上記に加え ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額 (交付された請求書に記載がない場合は、取引に基づき追記することができます。)

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円 (税込)	⑥
□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円	
□月8日 割りばし4組 5,500円	
~~~~~	
合計	21,800円
⑦	(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)
△△(株)	
※	は軽減税率対象であることを示します。⑥

「政府広報オンライン  
— 消費税の軽減税率制度より抜粋

現在も、請求書に①～⑤の記載がない場合は、仕入税額控除の適用は受けることができません(クレジットカード利用分などでは注意が必要です!)が、平成31年10月1日以降はより一層のチェックが必要になります。

また、平成35年10月1日以降は「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入される予定です。こちらの制度については、時期に応じて、改めてご案内をいたします。



軽減税率制度を確認しましょう!

#### 実施時期

⇒ 平成31年10月1日

#### 税率

⇒ 標準税率:10% 軽減税率:8%

#### 軽減税率対象品目

- ⇒ 飲食料品(酒類・外食を除く)
- ⇒ 週2回以上発行される新聞  
(定期購読契約のみ)

今月は裏面もあります!

みやぎ  
本通信初登場!“3・ヤギ”

